

職員各位

町 長

## 令和2年度当初予算編成方針（通知）

### 1. 国・大阪府の状況

国においては、内閣府の月例経済報告（令和元年9月）にも示されているとおり、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とされている。

政府では、「新たな時代への挑戦：『Society5.0』実現の加速」のため、①人づくり革命、②働き方改革、③グローバル経済社会との連携、④経済・財政一体改革などに取り組むものとしているほか、次に示された方針等にも留意すること。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
- 「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」

（令和元年7月31日閣議了解）

また、今後、大阪府において発表予定の「府政運営の基本方針」等についても留意すること。

### 2. 予算編成の基本方針等

#### （1）本町の財政状況

本町の財政状況は、収入の根幹をなす町税収入の大幅な増加は見込めない中、少子高齢化の進展により、扶助費をはじめとする社会保障関係経費は増大の一途を辿っている。そのような中、平成30年度決算においては、財政調整基金から繰り入れることなく、実質収支の黒字を確保できたものの、寄附を原資に積み立てたくまとりふるさと応援基金からの繰り入れや、公債費における償還方法の変更などがなければ、財源不足が続いている状況である。また、経常収支比率は1.1ポイント改善した94.7%となったが、これは、地方交付税や臨時財政対策債などの依存財源が増加したことが大きく影響しており、いずれも改善したものの楽観視できる状況ではない。そして、くまとりふるさと応援寄附金についても、平成30年度のような状況が今後も続くことはないと思われる。このような状況下において、新規事業などの予算の増額を伴う事業や一定規模の臨時事業を実施するためには、特定財源の確保はもとより、経常予算を含む歳出予算全体の削減・見直しが必須となっ

ている。

## (2) 財政運営の中長期的な取組方針

今後における取組方針としては、少子高齢化及び2030年には4万人を割り込む人口推計（国立社会保障人口問題研究所）を前提として、将来のまちづくりを見据えながら、安定的かつ持続可能な行財政運営を行うため、基金繰入れに依存しない、収支が均衡した財政構造を再構築するとともに、依存財源の多寡による影響を極力抑えた、自立的な財政運営を目指していく必要がある。

従って、これらを達成するためには、町職員はもとより町議会、住民の皆様が一丸となり、平成29年度に策定した第3次行財政構造改革プランに基づき、行財政改革に改めて積極的に取り組んでいくとともに、各部局においては、所管の全ての事務事業に対し、費用対効果をこれまで以上に分析・検証すること。

## (3) 財源確保のための情報収集の徹底

事業施策の実施には、各種補助制度や地方債制度等の財政支援制度を十分調査し、積極的に活用することにより、可能な限り財源の確保に努めること。また、地方財政対策や各種制度改革等について遺漏なく情報収集に努め、適切に対応すること。

## (4) 令和2年度予算編成の基本方針

令和2年度当初予算は、予算編成作業中に町長選挙が実施されるため、経常的経費及び継続的経費として既に事業実施が決まっているものを中心とした「骨格予算」を編成することとし、新規事業については、法令等により実施が義務付けられた経費、当初予算に計上しなければならない緊急不可避的なものに限り、予算要求を認めることとする。

### ①削減目標は消費税引き上げ影響分を含め令和元年度当初予算の範囲内と設定

「(1) 本町の財政状況」で述べる財源不足の状況、また「(2) 財政運営の中長期的な取組方針」で述べる自立的な財政運営の必要性を考慮し、2年度の経常予算における一般財源ベースでの歳出削減目標は、消費税引き上げ影響分を含め令和元年度当初予算の範囲内とする。

### ②投資的経費の総額抑制

第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラムに基づき、投資的経費の総額を抑制する。なお、骨格予算編成であることを踏まえ、臨時的経費の削減目標額は設定しない。また、働き方改革の取組を視野に、現在の職員配置等を踏まえた上で執行可能な範囲で予算を編成する。

### ③削減目標額の達成判断は部単位（部長マネジメントの発揮）

令和元年度に引き続き、部単位での総合的な判定とするため留意すること。

#### ④業務改革の推進に係る経費

人口減少、職員減少等を踏まえ、ICT化、外部委託化の推進などの業務改革に係る予算は別枠での要求を認めることとする。

上記のほか、以下の3点にも留意すること。

- ・令和元年10月からの消費増税
- ・消費増税と同時期から実施される幼児教育・保育無償化
- ・令和2年4月からの会計年度任用職員制度の開始